

所得税・消費税の申告内容に誤りを見つけたら！

確定申告書を提出した後に、計算ミス等で申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。  
 ※新型コロナウイルス感染対策の為、ご来所される場合は事前にご連絡をお願いします。また、ご相談される場合は、完全予約制にてご対応しております。

1. 納める税金が多過ぎた場合や、還付される税金が少な過ぎた場合

「更正の請求」という手続きができる場合があります。この手続きは、更正する内容を証した書類を添付した更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認められた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付することになります。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。  
 →詳しくは税務署へお尋ねください。

2. 納める税金が少な過ぎた場合や、還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、「修正申告」により誤った内容を訂正します。誤りに気が付いたらできるだけ早く修正申告してください。修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税（期限後提出の確定申告について修正申告をした場合には、無申告加算税）がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。修正申告が税務調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは、過少申告加算税はかかりません（無申告加算税については税率が軽減されます）。また、確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。この場合、納付の日までの利息に相当する延滞税を原則併せて納付する必要があります。  
 →詳しくは税務署へお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が実施されているため、5月号会報は郵送にてお送りしております。



～～青色ドック開催のお知らせ～～

会員の皆様へ福利厚生事業として行っている「青色ドック」を下記にて開催いたします。年に一度の健康チェック、この機会にしてみたいはいかがでしょうか。青色ドックの詳細、申し込みは同封のチラシをご覧ください！

開催日時：令和3年7月16日（金）

申込方法：同封のチラシに必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。

（お電話でも受付いたします）

※事前申し込み制となりますので、受診希望の方は必ず申し込みください。

※コロナの影響で中止となる場合がございますので、申込時に連絡先を必ずご記入ください。

自転車保険より大切なお知らせ

自転車保険の新規加入をご検討中の方、及び現在ご加入されている方で継続または、契約内容の変更を希望される方は、令和3年5月31日までに手続きが必要となりますのでご注意ください。  
 詳細は同封のチラシをご覧ください。

お問い合わせは、03-3771-8859

（一社）大森青色申告会事務局 担当 今井・鷺尾まで

▶ 事務局からのお願い

◆ 帳簿や領収書類等は大切に保管しましょう！ ◆

最長7年間の帳簿書類等の保存が義務付けられています。帳簿書類等の保存媒体は原則『紙』です。会計ソフトをご利用の方は『総勘定元帳』等の印刷をお願い致します。なお、電子帳簿保存も可能ですが、事前申請や一定の要件があり手続き等が煩雑ですので、当会会員の方は、ほぼ100%『紙』ベースで保存されています。電子帳簿保存について詳しく知りたい方は、税務署へお尋ね下さい。

新規入会者個別相談会を開催します！

【日時】令和3年5月13日（木）

～5月21日（金）（土日祝を除く）

午前	9時～・10時～・11時～
午後	1時～・2時～・3時～

※完全予約制（1人最大1時間）

【持ち物】令和2年分の決算書と申告書の控帳している帳簿や書類等

※完全予約制です。お電話にてご予約下さい。  
 ☎ 3771-8859



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
 大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aoiro-o@nifty.com

URL : https://www.oomori-aoiro.org



予約制 事務局に申込み  
 時間 申込順で30分位

無料法律相談日

5月13日（木）

5月27日（木）

保険の相談

ご希望の方は事務局迄